2　法第20条第２号の要件への適合性

県道粉河加太線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき和歌山県が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県紀の川市粉河地内の一般国道24号との接続点を起点とし、同県岩出市、同県和歌山市を経て同市加太地内の県道岬加太港線との接続点を終点とする延長約39.1㎞の主要幹線道路であり、一級河川紀の川の右岸地域を東西に結ぶ路線で、和歌山県と大阪府を結ぶ府県間道路である一般国道26号や県道泉佐野岩出線と接続するなど、広域交通ネットワークを形成する骨格路線となっている。また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線にも位置づけられている。

本路線の通過する和歌山市北東部の周辺地域は、平成22年３月に供用開始した阪和自動車道和歌山北インターチェンジの設置と連携して和歌山市が計画した直川用地整備事業が完成し、大型店舗や大規模物流センターの誘致やコミュニティーセンター等公共的施設が建設されており、また、現在国土交通大臣により一般国道26号「第二阪和国道」の整備が進められ、和歌山市大谷地内において本路線と接続予定となっているなど、今後も更なる発展が期待される地域となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、最小車道幅員が５ｍと狭小な２車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の交通量は和歌山市六十谷地内で16,818台／日、混雑度は1.32となっている。

また、交通事故も平成19年から平成23年までの５年間に119件発生するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な４車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な交通が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、通過交通は主としてバイパスを、地域内交通は現道を通行することとなり、現道の交通量が分散され交通混雑の緩和が図られることから、交通事故の軽減にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を図り、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第４種第１級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道を備えた４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和40年１月28日に都市計画決定され、平成24年３月30日に変更決定された都市計画と、交差点部の擁壁及び隅切り等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路及び農業用道路の付替工事並びに市道改築工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しているとともに、交通事故も多発しており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本件区間周辺の自治会長等により構成される西脇・山口線促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県和歌山市役所

○九州地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月五日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月五日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	供用に係る道路の区域
東九州自動車道	図面に表示する部分（図面に示す岩川の牧四六三番六地内（ただし、関係隅岩川河川国道事務所及び同大隅河川国道事務所所管区域のみ。））	平成二十四年十二月五日	図面に表示する岩川の牧四六三番六地内（ただし、関係隅岩川河川国道事務所及び同大隅河川国道事務所所管区域のみ。）

○九州地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月五日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　⑴　道路の種類　一般国道

⑵　路線名　三号、二百十八号及び二百十九号

⑶　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北九州市小倉北区本町一丁目七番二から同市中央区本町三丁目一番まで	後	二二・〇メートル	〇・〇キロメートル
	前	二二・九メートル	〇・〇キロメートル

⑷　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所　熊本市中央区本荘五丁目二〇番一号